

## 5. 学生一時居住者用査証

メキシコに 180 日以上 4 年未満 留学する者

※ メキシコ教育担当機関 (Sistema Educativo Nacional) に登録されている教育機関 に留学する方が対象です。

私立の語学学校等、上記機関に登録がない場合には学生用査証申請の対象外となります。

### ステップ 1 : 申請書類を揃える

#### <必要提出書類>

1. パスポート (原本ならびに写真のページのコピー 1 部)
2. 申請用紙 [こちら](#) からダウンロードしてください。
3. 写真 1 枚 (縦 4 cm × 横 3 cm、背景白、額と耳が出ていること、メガネなし)
4. 入学許可書

以下に記載されている項目がひとつでも不足している場合、ビザ発行不可になる可能性があります。

申請日までに許可書の内容をよく確認し、不足事項がある場合には大学に速やかに訂正を依頼してください。

- i) 留学生の氏名 (フルネーム)
- ii) 勉学のレベル  
大学の場合：学士・修士・博士課程 等  
語学学校の場合：初級、中級、上級 等  
※現地語学学校に入学後、テストを受けてレベルが決まる場合にはその旨が記載されていること。
- iii) 履修プログラムの名称  
大学の場合：学部・学科名  
語学学校の場合：スペイン語プログラム 等  
※具体的に学ぶ内容が明らかではない表記 (「留学プログラム」等) は認められません。
- iv) 受講期間の開始日ならびに終了日 (180 日を超える期間であること)  
※開始日、終了日ともに年・月・日にちまで詳細に記載されている必要があります。  
日にちまですべて記載されていない場合には訂正を依頼してください。
- v) 学費  
※交換留学 (日本の大学で学費を納める) の場合には「大学間の相互学費免除協定によりメキシコ側の学費が免除される」旨が明記されていること。
- vi) 学校の正式名称、連絡先 (住所、電話番号、Eメールアドレス)
- vii) 担当者の氏名、役職名、署名
- viii) その他必要記載事項
  - ・許可書の宛名は「留学生の氏名」もしくは「在日本メキシコ大使館領事部 (Embajada de México en Japón Sección Consular)」であること。
  - ・メキシコ教育担当機関 (Sistema Educativo Nacional) に登録されていることを証明する記載
  - ・許可書作成日
  - ・学校のレターヘッド付きの用紙を用いていること。

記載内容のスペイン語版は [こちら](#) をご覧ください。

### 5. 経済証明

※申請者が 25 歳未満 の場合のみ、保護者の経済証明を提出することが可能です。

A または B いずれかの書類をご提出ください。

## A. 残高証明

条件：直近3ヶ月にわたり各月の平均残高が123,220ペソ以上であること ※申請日の日本円のレートで換算

書類：銀行の通帳原本、通帳のコピー（表紙、口座情報、直近3か月に該当するページ）、

[通帳の翻訳](#)を提出

**注意：直近3ヶ月に申請する月は含みません。**

例) 4月に申請する場合には1, 2, 3月の平均残高を記載すること。

※平均残高の計算方法

通帳右端に記載されている「差引残高」を元に計算する。

例) 1カ月間に取引が4回あった場合

{ (1回目の残高) + (2回目の残高) + (3回目の残高) + (4回目の残高) } ÷ 4 = その月の平均残高  
金額を計算し、翻訳文書に記載してください。

## B. 給与支払額証明書もしくは奨学金受領証明書

条件：直近3ヶ月にわたり各月に12,322ペソ以上の収入/奨学金を得ていること

書類：給与証明書（直近3ヶ月の給与額を記載）もしくは奨学金受領証明書

記載例は[こちら](#)をご覧ください。

**注意：直近3ヶ月に申請する月は含みません。給与明細書の提出は認められません**

## 6. 在留カード（日本国籍以外の方。原本ならびに写しを提出。）

## 7. 手数料

当館ウェブサイトスペイン語ページ SECCIÓN CONSULAR→TARIFAS CONSULARES→表内 VISA A PASAPORTES EXTRANJEROS よりご確認ください。なお、日本国籍の方は無料です。

### 【経済証明に関する留意事項】

- ・ **web 通帳**（無通帳口座）をご利用の方は、銀行印が押されている取引明細書（入出金が記載されているもの、英語表記）をご提出ください。
- ・ **通帳に記載がない月**がある場合、その月の取引明細書（銀行印が押されており、入出金が記載されているもの、英語表記）をご提出ください。
- ・ **定期預金通帳**を提出する場合は、直近3か月に該当する残高証明書を銀行で取得してください。
- ・ **自営業**の場合は経済証明書 A（残高証明）に該当する書類を提出してください。
- ・ **日本学生支援機構（JASSO）**の奨学金受領証明書を提出する場合は、担当者の直筆サインが記載された英語表記のものをご提出ください。

## 【その他 留意事項】

- ・すべての書類は原本ならびにコピーをご用意ください。
- ・書類が日本語の場合には必ず**スペイン語訳もしくは英語訳**を添付してください。
- ・署名以外、手書きの書類は認められません。
- ・担当官の判断により追加書類の提出を求める場合があります。

## 【追加提出書類】

### ●申請者が 25 歳未満で親の経済証明を提出する場合

- i) 親子関係を証明する書類（戸籍謄本／抄本の原本ならびにコピー）
- ii) i) の全訳（スペイン語もしくは英語）
- iii) 親の身分証明書のコピー

### ●申請者が未成年（18 歳未満）の場合

- i) 親子関係を証明する書類（戸籍謄本／抄本の原本ならびにコピー）
- ii) i) の全訳（スペイン語もしくは英語）
- iii) 両親の身分証明書（パスポートもしくは運転免許証 原本ならびにコピー）

※申請にいらっしゃる際、保護者（ご両親）も大使館に出頭する必要があります。

## ステップ 2：査証申請予約、査証申請

査証申請予約はオンラインでのみ受け付けております。[予約サイト MEXITEL](#)にて予約をおとりください。

予約した日時に上記書類を持参し当館へいらしてください。

## ステップ 3：在留カード取得

一時居住者用査証の有効期限は **180 日**です。メキシコ入国後 **30 日以内**に居住する地域の入国管理局（INM）にて**在留カード**に切り替える手続きを行ってください。在留カードを取得することで、180 日以上 4 年以下の滞在が可能となります。こちらの手続きは出入国管理庁で行っています。手続きに関しては、各州の出入国管理庁に直接お問い合わせ下さい。

出入国管理庁ウェブサイト <https://www.gob.mx/inm>